

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2026年5月19日	
【会社名】	モイ株式会社	
【英訳名】	Moi Corporation	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 赤松 洋介	
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目14番7号	
【電話番号】	03-3527-1471	
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 入山 高光	
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目14番7号	
【電話番号】	03-3527-1471	
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 入山 高光	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	921,525,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	3,351,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 本有価証券届出書による当社の新規発行株式（以下「本新株式」といいます。）に係る募集については、2026年5月19日付の当社取締役会の決議により、その発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）を決定しています。
2. 当社と割当予定先のSBIホールディングス株式会社（以下「SBIホールディングス」又は「割当予定先」といいます。）は、2026年5月19日付で資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）に関する契約を締結しております。
3. 振替機関の名称及び住所は以下のとおりであります。
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	3,351,000株	921,525,000	460,762,500
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	3,351,000株	921,525,000	460,762,500

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の総額であります。また、増加する資本準備金の額は460,762,500円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期間
275	137.5	100株	2026年6月4日 ～2026年7月31日	-	2026年6月4日 ～2026年7月31日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 申込み及び払込みの方法は、当社と割当予定先との間で有価証券届出書の効力発生後に総数引受契約を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当増資は行われなないこととなります。
5. 本第三者割当増資の実行は、SBIホールディングスによる私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に規定する届出が公正取引委員会に適法かつ有効に受理され、待機期間が経過し、かつ、公正取引委員会により排除措置命令を行わない旨の通知がなされることを条件としております。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
モイ株式会社 本社	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目14番7号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
GMOあおぞらネット銀行株式会社 法人第二営業部	東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
921,525,000	25,000,000	896,525,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、アドバイザー費用（弁護士費用を含む）、登記関連費用及び有価証券届出書等の作成費用等です。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額896,525,000円の具体的な使途につきましては、以下のとおり、SBIホールディングス並びにSBIホールディングスの子会社（2026年3月31日現在696社）及び持分法適用会社（同64社）から構成される企業グループ（以下「SBIグループ」といいます。）との協業を通じ、下表記載の各資金使途に充当する予定であります。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
将来的なM&A及び資本業務提携のための投資資金	313	2026年8月～2029年3月
AIを基盤とした次世代ライブ配信コミュニケーションプラットフォームの開発	290	2026年8月～2029年7月
ファンコミュニティ発のIP創出・開発領域における連携及びシナジー創出	293	2026年8月～2029年7月
合計	896	-

上記の具体的な使途の詳細は、以下のとおりです。

将来的なM&A及び資本業務提携のための投資資金

SBIグループは、メディア領域へと進出し、金融・メディア・ITの融合を推進する方針を示しております。メディア領域では、有力なコンテンツを有する企業、IP創出領域の企業等への投資、IT領域においては、先進的なAI関連技術を有する企業等を対象とした投資が見込まれ、これらは当社との親和性が高い領域と考えております。具体的な案件の選定については、今後、SBIグループと協議していくものの、そのような金融・メディア・IT領域における企業へのSBIグループとの共同出資や、その他SBIグループの投資先やSBIグループとの協業を通じて接点を持った企業に対する当社による投資を行い、SBIグループとともに、当社サービスの価値向上に加えて、投資先企業の価値向上支援を行っていきたいと考えております。具体的には、コンテンツ領域、IP創出領域、AI関連技術領域において、1社当たり50百万円から100百万円規模の投資を検討しております。なお、現時点で出資が具体的に決定している会社はございません。

かかる当社の投資活動のために必要となる資金として、合計で313百万円を2029年3月までに充当する予定であります。

AIを基盤とした次世代ライブ配信コミュニケーションプラットフォームの開発

本資本業務提携を契機として実施する、AI技術を活用した当社サービス「ツイキャス」の機能拡張、外部サービスとの連携強化のためのAPI連携基盤の開発、及びこれらを実現した次世代ライブ配信コミュニケーションプラットフォームの運営に必要なインフラ費用に充当いたします。本開発により実装する機能群は、汎用的な基盤として構築し、中長期的なネオメディアプラットフォーム全体の価値向上及び当社の企業価値向上に資するものであります。

本開発に係る費用として、今後3年間で290百万円を充当する予定であり、具体的には、主に以下を想定しています。

AI技術を用いたクリエイター支援を目的としたAIエージェント機能の構築、及びプラットフォーム運営の高度化・自動化に向けた開発。

SBIグループが有する銀行・証券・決済等の金融ソリューションと、当社の収益化機能をシームレスに連携させるための金融・決済API基盤の構築。

グローバル展開を見据えた多言語対応支援機能及び海外現地決済基盤との接続システムの開発。

SBIグループの投資先等が保有するIPを、当社の有料ライブ配信やファンコミュニティ領域で戦略的に展開するための、外部連携用デジタルアセット管理システムの構築。

ファンコミュニティ発のIP創出・開発領域における連携及びシナジー創出

SBIグループとの協業を通じたメディア領域や有力なコンテンツを有する企業等との連携、並びに当社のプラットフォームが持つクリエイター支援機能の強化に向けた活動資金に充当いたします。

本連携及びシナジー創出に係る費用として、今後3年間で293百万円を充当する予定であり、具体的には、主に以下の施策を想定しています。

次世代クリエイター・アーティストの共同発掘・育成における、当社のオンライン配信基盤とSBIグループのマスメディア展開・オフラインイベントノウハウを融合させた「体系的な育成プログラム」の運営及びプロモーション。

SBIグループが提携する地域金融機関のネットワークを活用した、地域独自の文化資源やコンテンツのライブ配信による全国展開、及びクリエイターによる地域プロデュースモデル（地方創生モデル）の共同創出。

当社プラットフォームから生まれる日本発の文化・IPを、SBIグループのアジア圏を中心としたグローバルネットワークを活用して世界へ展開するための海外マーケティング及び展開支援。

当社サービスである「プレミアム配信」や「メンバーシップ」を活用したファンエンゲージメント深化のための施策、及びSBIグループの保有する有力IPとのコラボレーションによる新サービスの開発。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

赤松洋介は、SBIホールディングスとの間で、赤松洋介が保有する当社普通株式183,400株を、SBIホールディングスに対し市場外の相対取引により譲渡する旨の株式譲渡契約を2026年5月19日付で締結し、売出し（以下「本売出し」といいます。）を行います。

なお、本第三者割当増資及び本売出しが実行された場合、SBIホールディングスが保有することとなる当社普通株式の数は、3,534,400株（議決権数35,344個）となり、当社の2026年1月31日時点における発行済株式総数13,966,000株に、本第三者割当増資により増加する株式数3,351,000株を加えた17,317,000株の20.41%（総議決権数139,627個に本第三者割当増資により増加する議決権数33,510個を加算した総議決権の数173,137個に対する割合20.41%）にあたり、SBIホールディングスは、当社の主要株主及びその他の関係会社に該当する見込みです。

（本売出しの概要）

売出株式の種類及び数	当社普通株式183,400株
売出価格	売出価格については、売買当事者間において協議の上、決定されております。
売出価額の総額	売出価格の総額については、売買当事者間において協議の上、決定されております。
売出株式の所有者及び売出株式数	赤松洋介183,400株
売出方法	SBIホールディングスに対する当社普通株式の譲渡
申込期間	2026年6月4日～2026年7月31日
受渡期間	2026年6月4日～2026年7月31日
その他	上記各項については、金融商品取引法に基づく有価証券通知書を提出しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	SBIホールディングス株式会社
	本店の所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号
	直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度第27期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月26日関東財務局長に提出 (半期報告書) 事業年度第28期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2025年11月14日関東財務局長に提出
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	割当予定先の連結子会社である株式会社SBI証券は、2026年1月31日現在、当社の普通株式を89,673株保有しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係又は取引関係	割当予定先の連結子会社である株式会社SBI証券は、当社の主幹事証券会社であります。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係は、別途記載のある場合を除き、本有価証券届出書提出日(2026年5月19日)現在のものであります。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、「人と人をつなげて世界中の人々の生活を豊かに変えます」というミッションのもと、あらゆる人の集まりをオンライン化し、快適に双方向のコミュニケーションを行える場の提供、及びその利用者が様々なコミュニケーション活動を行うことにより経済が発生する仕組みの実現を目指して、ライブ配信(注1)サービス「ツイキャス」のサービス企画、開発、運営を主たる業務としております。当社は、「ツイキャス」をライブ配信コミュニケーションプラットフォームと位置づけております。

(注1) 「ライブ配信」とは、PCやスマートフォンから、映像と音声をリアルタイムに他者へ届けることです。「動画」と比較し、ライブ配信をする側と視聴する側の間でよりリアルタイム性に特化したやりとりをすることが可能となっています。

当社が運営する「ツイキャス」は、ユーザーが、PC、スマートフォン、タブレット等からウェブブラウザや専用のアプリを使って、動画や静止画・音声をライブ配信することができるサービスです。ユーザーは自ら実際にライブ配信を行う配信者とそのライブ配信された動画や音声を視聴する視聴者に大別されます。ユーザーはライブ配信及びライブ配信の視聴を原則として無料で行うことができます。配信者によるライブ配信は、原則として「ツイキャス」内で全てのユーザーが自由に視聴することができます。視聴者は、ライブ配信画面内に設置されているコメント機能やアイテム機能を用いて、配信者や他の視聴者とリアルタイムでコミュニケーションを取ることが可能です。また、配信者は「ライブ収益」(注2)機能を通して、ライブ配信を収益化することも可能です。

(注2) 「ライブ収益」とは、自身のライブ配信において使用されたアイテム数や配信の録画が閲覧された回数など一定の条件に従って当社から報酬を支払う仕組みを指します。

「ツイキャス」は、2010年のサービス開始以来、10代・20代の男女を中心にユーザーを獲得しており、2026年4月末時点の累積登録ユーザー数(注3)は4,200万人に達しております。

(注3) 累積登録ユーザー数は、サービス開始以降、「ツイキャス」にログインしてサービスを利用したユニークユーザー数を集計しており、2026年4月末時点の数値を記載しております。

また、「ツイキャス」の国内ライブ配信アプリ市場におけるポジションといたしましては、主要ライブ配信アプリ12タイトルのMAU比較(2026年1月末時点)において、21.0%のシェア(注4)を獲得している状況となります。なお、MAUとは、Monthly Active Users(月間アクティブユーザー数)の略で、特定の月に1回以上の利用や活動(活動例:「ツイキャス」でログインや配信、コメント、視聴など)があったユーザーの数を指します。

(注4) 国内ライブ配信アプリ各社のMAU比率は、フラール株式会社が提供するアプリ分析サービスApp Apeから入手した2026年1月末時点の情報を元に当社で集計しております。各比率を計算する際に使用した母数は、対象とした12アプリの各MAUの合計となります。なおスマートフォンなどを使った動画の生配信及びそれらの視聴を主目的としたアプリが対象となり、YouTube、Instagram、TikTok等、ライブ配信機能を有するSNSサービスについては、対象に含まれておりません。

一方、SBIホールディングスは、SBIグループとして、金融サービス事業や資産運用事業、PE投資事業に加え、今後の成長領域として期待される暗号資産事業、Web3、バイオ・ヘルスケアに加え新たに進出したメディアなどの先進的な分野に取り組む事業等が含まれる次世代事業を中心に事業を行っています。

メディア領域への進出に際しては、今日までに築き上げてきたSBIグループの顧客基盤、事業資産、資金調達力等に加え、進化させてきた生態系の徹底的な活用とともに、金融・メディア・ITを融合したネオメディア生態系の構築を図る方針を掲げています。昨今、SNS等のインターネットメディアの普及によりメディア環境が大きく変化し、特に米国では金融・メディア・ITの融合が急速に進んでいます。こうした世界的な潮流の中で、SBIグループは銀行・証券・保険・資産運用など広範にわたって、国内最高峰の質・量を誇る金融データを保有しており、デジタルスペース生態系を駆使することで従来のアナログチャンネルだけではなくデジタルチャンネルにおいても情報の拡散が可能なことを強みとしています。

このような状況の下、SBIグループは、コンテンツと金融データを組み合わせた唯一無二の総合金融&メディアディストリビューターを目指し、ネオメディア生態系の拡大を進めており、メディアに関連する事業を営む、当社を含む複数の企業との協業可能性について検討をしていました。

上記のような状況の下、2025年12月頃、当社は、当社の主幹事証券会社である株式会社SBI証券よりSBIグループが推進するネオメディア生態系構想に関する説明を受け、実務レベルでの協業検討を開始しました。その後、経営レベルにおいても、当社が持つ知見やコネクションを活かし、SBIグループが目指すネオメディア生態系の構築に寄与する仕組み及びメディアに関連する事業を営む企業との協業可能性についてSBIグループと検討を重ねました。

その過程において、SBIグループが当社に出資することにより協業体制を構築し、SBIグループが目指すネオメディア生態系の構築に貢献する旨を当社から提案し、以降、当社及びSBIグループ（以下「両社グループ」といいます。）との間で、複数回にわたり協業や提携に関する協議を重ねてまいりました。

これらの協議及び検討の結果、当社は、SBIホールディングスによる当社への資本参加を伴う本資本業務提携を行うことにより、両社グループがそれぞれ持つ顧客網や人材、メディア業界に対する知見及び人材育成といった強みを伸ばすことに繋がり、シナジーを実現することができ、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断しました。具体的には、以下の多角的な領域においてシナジー効果の実現を見込んでおります。

（ ）次世代クリエイター・アーティストの共同発掘および育成領域における連携

当社のライブ配信コミュニケーションプラットフォーム基盤と、SBIネオメディア生態系企業（SBIグループのメディア・エンタテインメント・マーケティング関連企業群）等が有するマスメディア展開やオフラインイベント等のノウハウを融合させることで、オンラインからオフラインまでを一気通貫で支援する体系的なクリエイター育成プログラムを構築し、クリエイターの持続的な成長を支援します。

（ ）有料配信・ファンコミュニティ経済を軸とした共同マーケティングとIP展開

当社の収益化機能を基盤として活用し、SBIネオメディア生態系企業（SBIグループのメディア・エンタテインメント・マーケティング関連企業群）等が保有する有力IPを当社の有料ライブ配信・メンバーシップ領域において戦略的に展開することで、ファンエンゲージメントを深化させ、両社グループの収益機会の最大化を推進してまいります。

（ ）当社サービスエコシステムを支える金融・AI基盤の構築及び運営の高度化

当社サービスに対し、SBIグループが有する金融ソリューションを連携させることでクリエイター向け金融サービスの構築を目指すとともに、AI技術を活用した次世代ライブ配信コミュニケーションプラットフォームとしての運営体制の高度化を推進してまいります。

（ ）ライブ配信を通じた地域資源の全国展開と地方創生の推進

当社サービスのユーザー基盤とクリエイターの発信力を活用し、SBIグループが提携する地域金融機関のネットワーク等を掛け合わせることで、地域独自の文化や活動を全国へ発信し、地域経済の活性化に貢献する地方創生モデルを共同で創出してまいります。

（ ）デジタルプラットフォームを介したIP・コンテンツの海外展開における連携

当社プラットフォームから生まれる日本発のコンテンツを、SBIグループのグローバルネットワークを活用して世界へ展開し、当社のグローバルな収益基盤を確立いたします。

これらの取組みをより確実かつ迅速に、長期的な視点で推進するためには、一時的な業務上の連携に留まらず、相互のコミットメントを明確にする強固な資本関係を伴うことが不可欠であるとの認識で一致したことから、本第三者割当の割当予定先として選定いたしました。

なお、SBIホールディングスに対する新株式発行に加えて、当社代表取締役社長の赤松洋介からSBIホールディングスに対して183,400株の株式譲渡を実施することを本資本業務提携契約において合意しており、その結果、当社株式にかかるSBIホールディングスの保有割合が20.41%となり、SBIホールディングスは当社のその他の関連会社に該当することとなる予定です。

当社は、本資本業務提携に係る契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）において、SBIホールディングスは、持株比率及び議決権比率のいずれにおいても新株等の発行等をする直前の比率を維持することのできる最低限の比率の株式引受権を有することを合意しております。

当社は、本資本業務提携契約において、SBIホールディングスの保有する当社の株式等の議決権比率が10%以上である場合において、以下の事項について決定又は承認を行う必要がある場合は、SBIホールディングスの書面による事前の承認を得ることを合意しています。

- ・定款変更
- ・新株等の発行等（但し、本資本業務提携契約締結日時点において決議済みの税制適格ストックオプションその他のストックオプションの発行及び譲渡制限付株式報酬に基づく発行を除く。）
- ・自己株式若しくは自己新株予約権の取得、株式分割又は株式併合
- ・合併、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付、事業譲渡等又は組織変更等（但し、当社のグループ内における組織再編の場合を除く。）又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は譲受
- ・資本金の額の増加又は減少（株主総会決議を要する場合に限る。）
- ・配当政策（配当に係る議案の付議）
- ・解散、清算、倒産手続等の開始の申立て

当社は本資本業務提携の実効性を促進するべく、SBIホールディングスとの間で、SBIホールディングスの保有する当社株式等の議決権比率が10%以上である場合には、当社の株主総会での承認が得られることを条件として、SBIホールディングスが当社の取締役1名を指名する権利を有することを合意しております。

当社代表取締役社長赤松洋介は、SBIホールディングスの事前の書面による承諾なくして、当社の取締役を任期満了前に辞任しないものとし、また、任期満了後に当社の取締役として再任されることを拒否しないものとする（但し、健康上の重大な支障その他、客観的かつ合理的にやむを得ない事由がある場合は、この限りでない）ことを合意しております。また、当社は、払込期日から2年間、他の取締役1名（管理管掌）及び従業員1名（経理業務担当）について、その離職を防止し、就労継続を図るため、当社と同規模かつ同業種の会社において通常期待される合理的な努力を行うことを合意しております。

- d．割り当てようとする株式の数
当社普通株式 3,351,000株

e．株券等の保有方針

当社は、割当予定先から、本第三者割当増資に係る本新株式を中長期的に継続して保有する方針であることを確認しております。なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当増資により発行される本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、SBIホールディングスが2026年5月1日に提出した「2026年3月期 決算短信〔IFRS〕（連結）」に含まれる連結財政状態計算書に記載された資産合計、資本合計並びに現金及び現金同等物（6,400,580百万円）等の状況から、本第三者割当増資の払込みについて十分な資力を有していることを確認しております。

g．割当予定先の実態

本資本業務提携の相手先であり割当予定先であるSBIホールディングスは、東京証券取引所プライム市場に株式を上場しており、その社会的信用は高く、同社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（最終更新日：2025年12月26日）に記載された反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を、同取引所のホームページにて確認することにより、当社は、SBIホールディングス並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a．発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

発行価格につきましては、SBIホールディングスとの協議により、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前取引日（2026年5月18日）の東京証券取引所グロス市場における当社普通株式の終値275円といたしました。

当該発行価格は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前取引日（2026年5月18日）までの直近1ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均値271円（小数点以下を四捨五入。以下、平均株価の計算について同様に計算しております。）に対し1.48%のプレミアム（小数点以下第3位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアム/ディスカウント率の数値の計算について同様に計算しております。）、同直近3ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均値287円に対し4.18%のディスカウント、同直近6ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均値303円に対し9.24%のディスカウントとなる金額です。

以上のことから、当社は、本第三者割当増資に係る発行価格の決定方法は、適正かつ妥当であり、また、本第三者割当増資に係る発行価格は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したもので、割当予定先に特に有利な金額には該当しないものと判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、本第三者割当増資の発行条件について十分に討議、検討を行い、取締役全員の賛成により本第三者割当増資につき決議いたしました。

また、当社の監査役会（3名で構成、うち3名が社外監査役）から、上記発行価格が、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、適法であり、特に有利な金額には該当しない旨の意見を得ております。

b．発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資に係る株式数 3,351,000株及び議決権の数33,510個は、2026年1月31日現在の当社発行済株式総数13,966,000株及び議決権総数139,627個に対してそれぞれ、23.99%、24.00%であります。本第三者割当増資は、本第三者割当増資及び本資本業務提携によるシナジーを創出することができるとともに、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断していることから、本第三者割当増資による発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)
赤松 洋介	東京都文京区	7,035,200	50.39%	6,851,800	39.57%
SBIホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	-	-	3,534,400	20.41%
イーストベンチャーズ投資事業 有限責任組合	東京都港区六本木四丁目2番45号	2,080,000	14.90%	2,080,000	12.01%
伊藤 将雄	東京都品川区	320,000	2.29%	320,000	1.85%
山本 裕治	神奈川県茅ヶ崎市	270,100	1.93%	270,100	1.56%
芝岡 寛之	埼玉県さいたま市緑区	240,000	1.72%	240,000	1.39%
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号	211,400	1.51%	211,400	1.22%
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町一丁目9番7号)	152,400	1.09%	152,400	0.88%
SUPER STATE HOLDINGS株式会社	東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号	118,800	0.85%	118,800	0.69%

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	89,673	0.64%	89,673	0.52%
計	-	10,517,573	75.32%	13,868,573	80.10%

(注) 1. 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2026年1月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. 本第三者割当増資の実行日の同日に行われる本売出しについても反映をしております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

第1 事業等のリスク

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第14期、提出日2026年4月22日）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2026年5月19日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2026年5月19日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

第2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第14期、提出日2026年4月22日）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2026年5月19日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（2026年4月24日提出の臨時報告書）

1 提出理由

2026年4月23日開催の当社第14回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2024年4月23日

(2) 当該決議事項の内容

議案 定款一部変更の件

本社を移転することに伴い、定款第3条の規定に定める本店の所在地を東京都文京区から東京都渋谷区に変更するものであります。なお、本変更については、2026年5月11日をもって効力を生ずるものといたします。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
議案	110,155	422	0	（注）	可決 99.30

（注） 議権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

（2026年4月30日提出の訂正臨時報告書）

1 提出理由

2026年4月24日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出した臨時報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正事項

2 報告内容

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

3 訂正箇所

訂正箇所には、_____（下線）を付して表示しております。

2 報告内容

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

（訂正前）

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
議案	110,155	422	0	（注）	可決 99.30

（注） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

（訂正後）

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
議案	110,155	422	0	（注）	可決 99.30

（注） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

（2026年5月8日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

なお、本報告書は当該事象が発生した時点で遅滞なく提出すべきでしたが、本日まで未提出となっておりましたので今般提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生日

2025年3月12日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

音楽著作権管理団体（以下、管理団体）の当社に対する監査手続の過程で、当社サービス「ツイキャスト」での楽曲利用に伴う収入報告の内容において、報告対象となる収入範囲に係る管理団体と当社間における認識の齟齬が顕在化いたしました。

当社といたしましては、本事案の適切な解決に向けて交渉をしており、それに関連し発生する費用を特別損失に計上することといたしました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、当社は2025年1月期の単体決算において、本事案の適切な早期解決に向けて関連して発生する費用として、160,000千円を取引協議費用として計上いたしました。

（2026年5月8日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

なお、本報告書は当該事項が発生した時点で遅滞なく提出すべきでしたが、本日まで未提出となっておりますので今般提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生日

2025年9月10日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

当社と音楽著作権管理団体は、当社サービス「ツイキャス」での楽曲利用に伴う収入報告の対象範囲に係る共通認識を形成し、早期に合意する方向で協議を継続しております。

これに伴い、本事案の解決に向けて発生する可能性のある追加費用を特別損失に計上することといたしました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、当社は2026年1月期の単体決算において、本事案の適切な早期解決に向けて関連して発生する可能性のある費用として、75,100千円を取引協議費用として計上いたしました。

（2026年5月8日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

なお、本報告書は当該事項が発生した時点で遅滞なく提出すべきでしたが、本日まで未提出となっておりますので今般提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生日

2025年12月10日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

当社は、音楽著作権管理団体である一般社団法人日本音楽著作権協会（以下、JASRAC）と当社サービス「ツイキャス」での楽曲利用に伴う収入報告の内容に係る認識の齟齬の解決に向けて協議を継続してはりましたが、このたび協議事項の解決にいたりましたので、JASRACと合意書を締結し、本事案の解決に関連して発生する費用を特別損失に計上することといたしました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、当社は2026年1月期の単体決算において、本事案の解決に関連して発生する費用として、24,030千円を取引協議費用として計上いたしました。

（2026年5月8日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

なお、本報告書は当該事項が発生した時点で遅滞なく提出すべきでしたが、本日まで未提出となっておりますので今般提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

2026年1月30日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

当社は、音楽著作権管理事業会社である株式会社NexTone（以下、NexTone）と当社サービス「ツイキャス」での楽曲利用に伴う収入報告の内容に係る認識の齟齬の解決に向けて協議を継続しておりましたが、このたび協議事項の解決にいたりましたので、NexToneと合意書を締結し、本事案の解決に関連して発生する費用を特別損失に計上することといたしました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、当社は2026年1月期の単体決算において、本事案の解決に関連して発生する費用として、187,302千円を取引協議費用として計上いたしました。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第14期)	自 2025年2月1日 至 2026年1月31日	2026年4月22日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき、本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年4月21日

モイ株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 剛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 海航

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているモイ株式会社の2025年2月1日から2026年1月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モイ株式会社の2026年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、2026年1月31日現在、貸借対照表に繰延税金資産113,822千円（総資産の2.7%。なお、【注記事項】（税効果会計関係）における繰延税金資産の発生原因別の主な内訳として記載されているとおり、税務上の繰越欠損金に関する繰延税金資産18,466千円を含む）を計上している。</p> <p>会社は、【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載しているとおり、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）第15項に基づき、同適用指針第16項から第32項の各要件に従い企業分類を行い、当該企業分類に基づき、分類3に該当するとして、一時差異等のスケジューリングの結果に基づき、将来の合理的な見積可能期間以内の見積課税所得の範囲内で繰延税金資産を計上している。</p> <p>将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積りは、2026年1月に策定し、その後、取締役会で承認された2027年1月期から2029年1月期までの3か年ベースの事業計画を基礎として見積られるが、当該事業計画に含まれる将来の予測は、ARPPU（Average Revenue per Paid User）、PU（Paid User）及び配信者への報酬還元率といった主要な仮定を含み、過去の実績、計画している各種施策、季節変動を反映し決定している。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性の評価の前提となる一時差異等加減算前課税所得の見積りに使用されている上記の主要な仮定は見積りの不確実性が高く、経営者の判断を伴うため、当監査法人は当該事項が監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積りの基礎となる将来の予測に関する主要な仮定の設定を含む、繰延税金資産の回収可能性に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 2. 経営者によって実施された繰延税金資産の回収可能性の判断に関するプロセスについて、以下の手続を実施した。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 税務上の欠損金の重要性の有無を含む企業の分類の妥当性について、課税所得の発生状況及び関連資料を閲覧して検討した。 (2) 期末における将来減算一時差異の将来3年間の解消見込の適切性を検討するため、将来の予測に用いられた主要な仮定について経営者に質問するとともに、取締役会等の会議体議事録を閲覧した。 (3) 会社のスケジューリング表を閲覧し、将来3年間の一時差異等加減算前課税所得の見積額と将来減算一時差異等との相殺の適切性を検討した。 3. 将来3年間の一時差異等加減算前課税所得の見積額について、以下の手続を実施した。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業計画数値が承認されていることを取締役会議事録を閲覧することで確かめた。 (2) 取締役会によって承認された事業計画と繰延税金資産の回収可能性の検討資料の整合性を検討した。 (3) 事業計画について、以下の手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 過年度の事業計画数値と実績を比較し、未達の場合、その理由を検討し、当期の課税所得の見積額に反映されているかを検討した。 ・ ARPPU、PU、配信者への報酬還元率の予測の合理性について、経営者に質問するとともに、関連資料を閲覧することで検討した。 ・ ARPPU、PU、配信者への報酬還元率の予測について、過年度実績の推移との整合性があるかを検討した。また、期末日後（2026年2月・3月）の実績と比較した。 ・ 売上高の予測に関して、利用可能な外部情報を閲覧した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、モイ株式会社の2026年1月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、モイ株式会社が2026年1月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。